

学 位 論 文 題 名

初期イスラーム時代における
カリフの称号とカリフ概念の研究

学位論文内容の要旨

本論文は、①初期イスラーム時代におけるイスラーム共同体の指導者であった「カリフ」とはいかなるものであったか、②初期イスラーム時代を研究する上で、様々な種類の史料をどのように用いるべきか、という二つの問題意識を基礎とし、この二点を考察するために、カリフの称号についての問題を取り上げ、分析を加えたものである。

本論文は、後世に編纂された文献を中心にカリフの称号を「神の代理人」と解釈し、神を背景として宗教的政治的権威を行使すると論じた「神のカリフ」論に対して、碑文・貨幣・パピルス文書などの同時代史料を根本史料として用いることで、より正確にカリフ自身が意図した称号を描き出すことを試みた。そしてそれを基礎として、後に編纂された文献史料におけるカリフの称号と比較し、初期イスラーム時代におけるカリフの称号の複合性を検証すると共に、それらがどのような意義を有し、政治・社会史の文脈ではどのように位置づけられるかが検討された。

序章では、本論文のテーマ設定に至る研究史が跡付けられ、カリフの称号の研究意義が説明された。第一章では、碑文・貨幣・パピルス文書などの同時代かつイスラーム共同体内部で作成された史料の分析により、ウマイヤ朝期におけるカリフの称号として最も主要なものは「信徒の長 (Amīr al-Mu'minīn)」であり、「神の僕 (°Abd Allāh)」がそれに次ぐことが明らかにされた。また、従来主要な称号であるとみなされていた「ハリーファ」系統の称号については、「神の使徒の後継者 (Khalīfat Rasūl Allāh)」は確認されず、「神の代理人 (Khalīfat Allāh)」も極めて限定的にしか見られず、公的な称号であったとはいえないことが論証された。さらに、これらの称号が、カリフと信徒の間の関係に基づく称号と、神とカリフの関係に基づく称号に分類でき、カリフが自らを、信徒との関係と神との関係の両面から規定し、表現していたことが明らかにされた。

第二章では、アッバース朝初期の碑文・貨幣等の史料に見られるカリフの称号について検討し、①最初期の二代のカリフにおいて「導かれし者 (al-Mahdī)」はカリフが名乗る称号の一つであったこと、②その「導かれし者」は、第三代カリフ・マフディーの時代に、カリフ個人を表すための称号、ラカブとされ、一方で「ハリーファ (al-Khalīfa)」という

称号が用いられるようになったこと、③マアムーンは称号として「イマーム (al-Imām)」を採用した一方、「神の代理人」は限定的な形でしか用いず、これが永続的なカリフの称号であるとは考えられないこと、④ムウタスィム以降のカリフについては、「イマーム」が継続的に使用され、ラカブには「神」への言及が明示されるようになったことが明らかにされた。このように多くの変化がカリフの称号にもたらされた理由としては、ウマイヤ朝以前にはいまだ成熟途上であった、カリフの政治的宗教的權威を巡る諸概念が、アッバース朝期に至って再定義され、公的な名乗りの場に持ち込まれたことが考えられることが検証された。

第三章においては、クルアーンとその初期の注釈集における「ハリーファ」の用法を検討し、まずクルアーン自体における「ハリーファ」が、「代理人」と「後継者」という二つの概念が両義的に用いられていることの確認が行われた。続いて初期のクルアーン注釈集には「ハリーファ」の語義解釈は見当たらず、注釈集を編纂した人々には、従来想定されていたようにクルアーンにおける「ハリーファ」とイスラーム共同体の指導者としての「ハリーファ」が関連するものとは認識されていなかったことが示された。

第四章においては、最初期のハディース集であるアブド・アッラッザークの『ムサンナフ』の「マガーズィーの書」に採録されたムハンマド死後の「カリフ史」とも言える伝承群の分析がなされた。そこでの主要なテーマは、「合議」によるカリフ位の継承であって、このようなカリフ史観は、実在したカリフ概念の反映というよりもむしろ、ハディース伝承者集団のカリフ観が反映されたものであることを示した。

第五章においては、ウマイヤ朝期に活躍した詩人の詩に見られるカリフに対する言及を分析し、その中にアッバース朝期に公的に称号として採用される多様な語彙が用いられていることが具体的に確認された。碑文・貨幣等の史料との齟齬が大きな問題となる「ハリーファ」については、それが単に「後継者」を表すものであって、カリフの公的な称号ではなく、単に「代々受け継がれる」という性質からそう呼ばれていたと結論した。

本論文の研究成果の第一は、初期イスラーム時代におけるカリフの称号を綿密に精査することを通して、「神の僕」という今まで着目されていなかった名乗りに注目し、従来からの問題設定、即ち、カリフとは「後継者」なのか「代理人」なのか、さらに誰の「後継者」或いは「代理人」なのかという問題設定の枠組みを超え、カリフ論、ひいてはイスラーム国家論に新たな展望を開いたことである。文献史料に限らず様々な形態の史料を分析することによって、カリフが自ら「神の代理人」と名乗り、人々にもそのように認識されていたとする見解を覆し、それに基づいて論じられていた初期イスラーム時代の国家の統治理念や支配構造に修正を加えたしたことである。

第二に、後の時代に編纂され、様々な時代的背景を反映していると考えられるテキスト群に対して、それをつなぎあわせて議論を構築するのではなく、その史料類型ごとに切り分けて考察した上で、同時代史料を基礎としながら再結合させるという方法論を用い、カ

リフ像の再構築に大きく寄与する結論を得るに至ったということである。

第三に、「神のカリフ」「マフディー」「イマーム」といった称号が採用された政治・社会的背景を検証し、称号論と実際の政治・社会史との関わりに注目して、イスラーム国家論の研究に新たな方向性を示したことにある。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 太 田 敬 子
副 査 准教授 村 田 勝 幸
副 査 准教授 守 川 知 子
副 査 教 授 後 藤 明 (東洋大学)

学 位 論 文 題 名

初期イスラーム時代における カリフの称号とカリフ概念の研究

(1) 審査委員会の日程

審査は以下の経緯によって行われた。

平成 21 年 5 月 8 日 審査委員会発足
平成 21 年 5 月 19 日 第 1 回審査委員会 論文の配付と審査日程の調整
平成 21 年 6 月 26 日 第 2 回審査委員会 論文内容の検討と問題点の整理
平成 21 年 6 月 26 日 口頭試問の実施
平成 21 年 6 月 26 日 第 3 回審査委員会 試問の内容検討と評価、学位授与の判定
平成 21 年 6 月 29 日～ 第 4 回審査委員会 審査結果報告書(案)の検討と確認
平成 21 年 7 月 8 日
平成 21 年 7 月 9 日 第 5 回審査委員会 審査結果報告書の確定

(2) 審査の要旨

審査は上記の日程の通り行われた。審査委員会の発足後、第 1 回審査委員会において、審査日程の調整を行った。亀谷氏が 9 月修了を強く希望していること勘案した上で、学外審査委員との口頭試問の日程の調整に重点を置いた。また、学外審査委員との審議の時間をできるだけ多く確保するために、第 2 回審査委員会、口頭試問、第 3 回審査委員会を集中して行うことに決定した。第 2 回審査委員会の前に、審査委員全員が論文を熟読してここに意見をまとめ、必要な場合はメールで意見の交換を行った。その結果、亀谷氏の論文は、問題設定、方法論、内容、レベル、当該研究分野における貢献度等を鑑みて、十分に口頭試問に値するものであるということで全員の意見が一致した。第 2 回審査委員会では、それぞれの審査委員が、初期イスラーム史、前近代中東史、近代イスラーム史、歴史学一

般の立場からの意見を述べ、論文の内容を再検討して問題点を整理し、口頭試問に備えた。口頭試問では約 2 時間半に亘って多角的観点から質疑応答を行い、亀谷氏から十分納得がいく回答を得ることができた。引き続き第 3 回審査委員会を開催し、亀谷氏の論文が博士学位授与に値するという全員一致の判断の上で、再度詳細な検討と議論を行った。第 4 回審査委員会は、約 10 日間に亘ってメールで意見を交換して総評の準備を行い、主査が報告書案を作成、それに基づいて第 5 回審査委員会において最終審議を行い（学外審査委員はメールで意見を提出）、全員の合意の下に報告書の最終案を決定した。

（3）審査結果

亀谷氏の論文は、碑文や貨幣等の同時代史料を駆使して、カリフ論、ひいてはイスラーム国家論に関する従来からの議論に画期的な方向転換を迫っただけでなく、新たな展望を示したことで高く評価できる。特に、すでに『日本中東学会年報』24 巻 1 号に発表されている第一章については、国際的にも極めて高い評価を受けることが確信される水準に達している。文献史料の取り扱い、特に詩の取り扱いに若干不十分な点があるにせよ、そのことは論文全体の価値を貶めるものではないといえることができる。

以上のことから、本委員会では、慎重なる審査の結果、全員一致して亀谷学氏に博士（文学）の学位を授与することが妥当であるとの結論に達した。